

令和3年10月29日（令和3(2021)年度第10号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第5回）」が開催される（厚生労働省）
- 令和3年度児童虐待防止推進月間について（厚生労働省）
- 【書籍のご案内】 全社協出版部
「みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開」
- 第19回「子どもの虐待死を痛み命を讃える市民集会」の開催（児童虐待防止全国ネットワーク）

◆ 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第5回)」が開催される(厚生労働省)

令和3年10月25日、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第5回）」（厚生労働省）が開催され、全保協から、森田信司副会長が出席しました。

この検討会では、「1. 人口減少地域等における保育所の在り方」、「2. 保育所・保育士による地域の子育て支援」、「3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、「4. 保育士の確保・資質向上」といった論点についての協議が行われています。第5回検討会では、「2. 保育所・保育士による地域の子育て支援」をテーマに協議が行われました。

検討会資料より全保協事務局抜粋、一部加工

【保育所・保育士による地域の子育て支援】

〔論点〕

- 地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。
- その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を活かした支援としてはどの

ようなものが考えられるか。

〔対応の方向性〕

- 保育所が今後とも地域の重要な社会資源として子育て支援に大きな役割を果たしていけるよう、保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者に対して支援を行う枠組みを構築する。
- 特に、0～2歳の乳幼児やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることも多いことから、地域の中での保育所の知見や経験を活かした子育て支援が大きな役割を果たすことが期待できるのではないか。

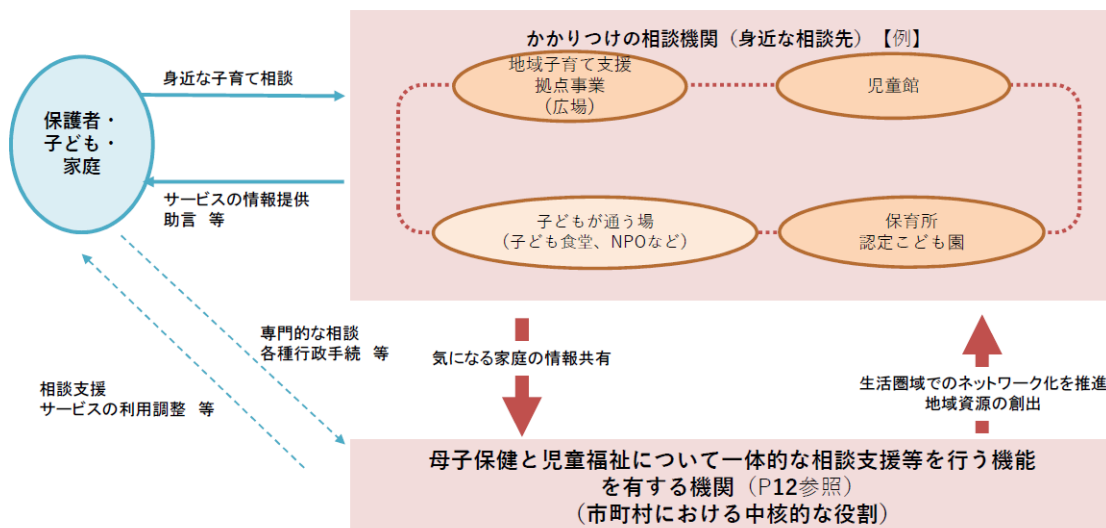
〔対応案①〕

- 現在、児童福祉法第48条の4においては、保育所について、①地域の住民に対してその行う保育に関し情報提供を行うこと、②その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うこと、がそれぞれ努力義務とされている。
- こうした努力義務について、保育所による地域の子育て支援を進めるべく、保育に関する情報提供について義務化するとともに、「かかりつけ相談機関」(次ページ図参照)とされた保育所については、保育に支障がない限りとの前提を維持しつつ、保育に関する相談対応・助言を行うものとすることとしてはどうか。

全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境について

令和3年9月7日
社会的養育専門委員会資料
(一部参照先のページ番号を修正)

- 未就園の割合が高い0～2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要。
- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源が、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどうか。(かかりつけの相談機関)
- 今般、市町村の相談支援体制については、児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の一体的運用を図り、中核的な相談機関として整理しようとしているところ(P12参照)、かかりつけの相談機関はそれと情報共有・連携することにより、地域に重層的な相談体制を構築するものと整理してはどうか。



10

- 保育所における情報提供、相談対応・助言については、(中略) 保育所の場や保育所に勤務する保育士を活用して行うことも含むものと整理してはどうか。
- 「かかりつけ相談機関」については、各地域の保育需要等の実情に応じて、全ての保育所が担うのではなく、相談・助言体制が構築できる保育所が担うという前提の下で、各保育所が積極的にかかりつけ相談機能を担うための方策について検討してはどうか。
- また、国としても「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を含む保育所の地域支援に関する支援策について、引き続き推進していくことが重要である。
- こうした保育所における地域の子育て支援の取組をどのように評価するかについては、主任保育士専任加算などの公定価格上の地域支援に係る加算や地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種支援事業の在り方について、必要な財源の確保と併せて検討していくこととしてはどうか。

〔対応案②〕

- 保育所等の設備や職員を活用した社会参加への支援については、令和3年3月に厚生労働省より発出された通知において、保育所保育の実施に支障が無い場合(中略)実施することが可能である旨が示されたところ。
- これにより、例えば、「保育所の空きスペースを活用して地域の子育て世帯等が集う場を設けること」や、「園児の利用がない時間帯や日において保育士が地域の子育て世帯への相談対応を行うこと」などは可能である旨が明確化されたところ。
- 一方、(中略) 保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合において、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童をともに、当該保育所の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっている。
- こうした点について、保育所等の設備や職員を活用した社会参加への支援が進むよう、設備運営基準を見直し、必要な保育士や面積を確保することを前提に、園児の保育に支障が生じない場合には、職員の兼務や設備の共用を可能とすることとしてはどうか。

〔対応案③〕

- 保育所保育指針は、保育所の運営や保育士の養成に当たって活用されており、地域の子育て支援については、
 - ・保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努める旨や、地域の関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図るよう努める旨などの記載があるとともに、
 - ・保育士の養成課程においても、子育て支援の項目について、平成29年度のカリキュラムの見直しに当たっても、内容の充実を図っている
 など、その重要性を踏まえた対応を行ってきている。
- 一方、これまでの議論を踏まえ、今後の地域社会において、保育所における地域支

援がますます重要となる中で、保育所保育指針についても、こうした背景を踏まえた記載ぶりにすることも必要であると考えられる。

- このため、次回の保育所保育指針の改定に際しては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の制度改正の内容や保育所保育指針解説の記載などを踏まえ、保育所保育の専門性を生かした支援の在り方や関係機関等との連携の在り方を含め、保育所保育指針の記載の拡充について、社会保障審議会保育専門委員会の意見を聴きつつ、検討していくこととしてはどうか。

森田副会長からは下記について発言しました。

- ・ 資料 1 の 8 ページに、「保育に支障がない限り」や「全ての保育所が担うのではなく」と書かれているが、実施したくてもできない、財源的なバックアップがないとできない現状もある。事業を行う以上、一定以上取り組むところには、それを裏付ける財源を確保していただきたい。
- ・ 「かかりつけ相談機関」について、私の地元の大阪府ではスマイルサポーターを行っており、保育所等において相談支援を行っているが、子どものことのみで解決するわけではない。高齢者介護につながったり、障害福祉関係であったり、多岐にわたる。そのことに留意してほしい。
- ・ 資料 1 の 19 ページの「保育所等における要支援児童等対応推進事業」の「地域連携推進員」について、要件として、「保育士」も挙げられているが、資格を所持していればできるわけではない。一定の研修を課す等の要件整理が必要ではないか。
- ・ 資料 1 の 25 ページの「短期支援」は、保育所が実施するには、人員や設備の共用はできない。別の建物を建てるとなると、例えば土地の少ない都市部等では園庭を減らさざるを得なくなり、その場合は定員にも関わってくる。保育所で行うことの意義を考えて制度設計をしてほしい。

構成員からの意見(全保協事務局抜粋・要約)

- ・ 認定こども園では既に地域の子育て支援について義務化されているが、必ずしも十分な支援が行われておらず、認定こども園による支援の在り方についてもあわせて検討することが必要である。
- ・ 地域の子育て支援を行うことが保育所の本来事業ではないが、保育の必要性の有無に関係なく、子どもの一時預かり的な機能等を子育て支援の観点から事業化していくことも可能ではないかと考える。地域支援はこれからの保育所の大きな役割であり、地域支援が実施できる場所には財源的な支援を行っていくべきではないか。
- ・ 地域の子育て支援の重要性は幅広く言われているが、これをすべて主任保育士に兼務のように担わせていいのか、主任保育士は現在でも業務過多であり、主任保育士だけでなく、研修を受けた人など幅広く担ってもらうべきではないか。
- ・ 地域の子育て支援について、公定価格上位置づけられるのであれば、柔軟に評価する視点を意識してほしい。相談には深刻なものだけではなく、気軽なものもあり、そうしたことを包括的に評価してほしい。それでこそすべての子育て家庭につながると思う。

- ・ 地域の未就園家庭といかにつながるかが課題であり、子どもが生まれた家庭にしっかり周知されるような体制を構築すべき。
- ・ 保育所による地域支援については、人口減少等で社会的資源の少ない地域においてはますます必要になってくると思うが、保育所が気軽に行ける場所になれるかどうか重要。保育士が散歩の途中（公園等）で孤立しているような子育て家庭を見つけるなど、保育所がアウトリーチすることも必要だと思う。
- ・ 保育所に情報提供が義務化されることで保育士の負担は増加する。情報提供については現在も行っているところが多く、義務化を考えるのであれば、新しい事業として加算を考えるべきではないか。
- ・ 今回の議論なのかもしれないが、保育士の役割や専門性と他の資格者との役割の明確化が必要ではないか。保育士の専門性のなかで何が求められているのかを明確にしてほしい。

本検討会は、次回 11 月 4 日開催予定の第 6 回検討会では、「4. 保育士の確保・資質向上」について協議が行われる予定です。それ以降、年内の取りまとめに向けて協議が行われます。資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

- 厚生労働省 > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html

◆令和 3 年度児童虐待防止推進月間について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省は、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みを集中的に実施します。令和 3 年度は以下の 5 点の取り組みを実施することになっております

ので、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

【厚労省 HP】ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2021 年 10 月 > 令和3年度「児童虐待防止推進月間」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21682.html

1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with ふくおか」の開催(オンライン)

基調講演やパネルディスカッション等を通して、児童虐待防止の取組について理解を深める全国フォーラムを開催

- ・日時 : 令和3年 11 月7日(日) 14 時 ~ 17 時
- ・場所 : 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン開催します。
- ・閲覧方法等 : YouTube ライブ配信となりますので、どなたでもご覧いただけます。

2. 「児童虐待防止推進月間」の標語について

- ✓ 全国から公募を行い、応募数 5,623 作品の中から最優秀作品を選考。
- ✓ 厚生労働省が作製する各種広報媒体に掲載し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。

【令和3年度最優秀作品】

189(いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から
師岡 野々子(もろおか ののこ)さん(栃木県)の作品

3. 「東京スカイツリー®・オレンジライティング」の実施

「児童虐待防止推進月間」である 11 月により子どもの虐待防止の普及啓発を促進するため、東京スカイツリーを特別に子どもたちの明るい未来を示すイメージカラーであるオレンジ色にライトアップ。

・実施期間 : 令和3年 11 月6日(土) 17 時 30 分 ~ 22 時 (予定)

4. ポスター・リーフレット・パンフレットの作製、全国配布

「児童虐待防止推進月間」において、特に集中的に「児童虐待防止」及び「体罰等によらない子育て」について普及啓発を図るため、都道府県、市区町村、学校、警察その他関係機関や関係団体などに幅広く配布します。

※ 以下 HP からダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21682.html

5. オレンジリボン・キャンペーンの実施

「児童虐待防止推進月間」において、児童虐待問題に対する理解をより一層推進するため、NPO 団体や民間企業等と連携し、オレンジリボン運動を推進します。

◆【書籍のご案内】 全社協出版部

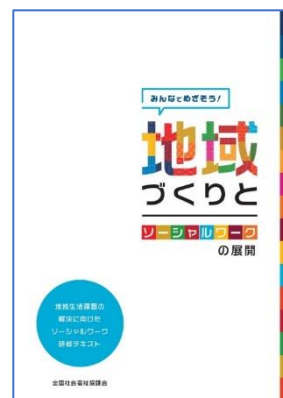
「みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開」

保育所をはじめとする社会福祉法人・福祉施設や社協が地域に対して役割を果たしていくことが一層求められているなか、全社協では、その担い手を養成するための研修「地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修」を開発しました。

本書は、地域共生社会の実現に向けた地域生活課題の解決のためのソーシャルワークの基礎知識、保育所をはじめとする福祉施設等が地域のためにできることや、地域に根差した施設となるための取り組み、そもそも地域とつながる意義とは何かなど、多様な実践事例も紹介しながら、わかりやすく解説しています。

研修テキストとしてだけでなく、本書のみを通読するだけでも、これからの地域づくりの実践への一助となるものです。

実践事例では、「保育園の園庭開放による子育て支援の取り組み」等、保育士の専門性を発揮して地域での子育て支援を展開している取り組み等を紹介しています。



体 裁：A4 80頁 978-4-7935-1377-0

発行年月：2021年08月

価 格：1,210円(本体：1,100円)

【全社協出版部 HP】福祉の本出版目録

「みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開」

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/344

◆ 第19回「子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」の開催(児童虐待防止全国ネットワーク)

第19回「子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」が11月28日(日)に開催されます。

この集会は、虐待によって亡くなった子どもたちに鎮魂の祈りを捧げ、子ども虐待防止のために一人ひとりができること考えるもので、全国保育士会も後援しています。

第1部「虐待死を悼み、命を讃える」では、どのような原因で命をおとしたのか、過去1年間に虐待で命を失った子どもたちについて読み上げ、参加者全員で黙とうを捧げます。

第2部「尊い命を犠牲にしないために～私たち一人ひとりにできること～」では、認定NPO法人だいじょうぶ理事長の畠山由美氏より、親子関係が修復した事例を紹介しながら、どうしたら子どもを守れるかについての講演が行われます。

本集会は、新型コロナウイルス感染症対策として、同時ライブ配信が行われます。

日時 令和3年11月28日(日) 13時

会場 銀座ブロッサム中央会館ホール(同時ライブ配信を実施)

詳細は下記ホームページをご確認ください。

<http://www.orangeribbon.jp/info/npo/2021/10/1128-19no.php>

